

どんなことをしたらいいのですか？ 家庭編）

家族との話し合い

家族が離れ離れになったときに落ち合う場所、避難するときにはどの経路を通ることとするのかなど、家族で話し合しましょう。【第4条】

自主防災活動への参加、協力

市内では、町内会・自治会単位で、「自主防災組織」が組織されています。それら、自分たちのまちは自分たちで守る活動に積極的に参加、協力しましょう。【第6条】

情報収集

市では、発災時などに随時情報提供していきます。テレビやラジオなどでは、それ以外にも情報が流れます。大雨のときなどには、そうした情報を積極的に収集しましょう。【第10条】

防災訓練

いざというときには、訓練でやったこと以上のことはできません。市が主催する訓練への積極的な参加や、「自主防災組織」を中心とした地域での訓練も年に1回は、行うようにしましょう。【第12条】

非常持出品の用意

大規模な災害の場合、食料などの流通までに数日かかることが予想されます。日頃から、自宅において7日分程度備えておき、避難する場合はそのうちの3日分程度を持参しましょう。【第13条】

避難所、避難経路等の確認

市では、「あなたの街の避難所マップ」などで、避難所の場所などをお知らせしています。自宅周辺の避難所や避難経路などを確認しておきましょう。【第15条】

災害時要援護者への配慮

高齢者、障害者、外国人の方々は、災害時には非常に不安になるものです。日頃から、又、避難するとき、避難所などでは、そうした人への配慮を忘れないようにしましょう。【第16条】

発災時の応急措置

大きな災害が発生したときにすぐに被災した人のところに駆けつけることができるのは隣近所です。地域による初期消火や救助がいかに大切であることを忘れないようにしましょう。【第17条】

緊急輸送確保への協力

東海地震の警戒宣言が発表されたとき、災害が発生したときには、消火や被災者の救助などのために主な道路を緊急輸送道路として使用します。避難の際に自動車を使用しないなど、迅速・的確な緊急輸送の確保に協力しましょう。【第18条】

家屋の耐震性確保、家具固定

阪神・淡路大震災では、亡くなった方の9割が、家屋の倒壊や家具類等の転倒によるものでした。本市には、無料耐震診断、耐震改修への助成制度があります。積極的にそうした制度を活用し、また、家具の固定にも努めましょう。【第19条、第21条】

ブロック塀等の転倒防止

これまでの地震では、ブロック塀の転倒により、たまたまそこを通りがかった人が犠牲になったこともありました。安全かどうか、点検をしましょう。【第 20 条】

災害時の徒歩帰宅への備え

東海地震の警戒宣言発表時には公共交通機関の運行は中止され、大規模地震発生時には状況に応じて公共交通機関の運行は中止されます。歩いて帰らざるを得ない場合に備え、帰宅経路の確認、家族との連絡方法の確認、職場にスニーカーなど必要なものを用意しておきましょう。【第 22 条】

応急危険度判定への協力

地震により被害を受けた建築物や宅地については、その危険性を調査することがあります。その場合には、調査への協力を努めましょう。【第 23 条】

浸水防止

地下室などに水が流れ込む新しい形の災害が発生するようになりました。自宅に地下室があったり、敷地が低い場合などは、止水板を設置したり、土のうを準備しておくなど、各家庭でも浸水防止に努めましょう。【第 24 条】

雨水流出抑制

大雨が降っても、集中的な雨水の流出を防ぐためには、雨水を一時的に貯留し、又は地中に浸透させることが有効です。各家庭でも、雨を一時的にタンクなどに貯めて庭木の散水に利用する、花壇や芝生などによる庭の緑化など、できることから始めましょう。【第 25 条】

雨水ます等の清掃

雨水ますは、雨どいから雨を取り込む重要な施設です。ごみや落ち葉などで詰まると、浸水の原因になります。ご自分の土地の雨水ますなどはいつもきれいにしておきましょう。【第 26 条】